

平成 27 年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護
事業予定者募集要項

平成 27 年 1 月
逗子市福祉部介護保険課

目 次

1. 募集の概要

- (1) 趣旨 P 2
- (2) 募集を行うサービス P 3
- (3) 応募資格及び条件 P 3
- (4) 事業開始 P 3
- (5) 設置及び運営に伴う補助等 P 3
- (6) 事業所の確保 P 5
- (7) サービス提供の原則 P 5

2. 応募の方法

- (1) 募集要項等の配布 P 6
- (2) 質問票の提出及び回答 P 6
- (3) 提出書類 P 6
- (4) 提出期間及び提出場所 P 7
- (5) その他 P 7

3. 選定の方法・結果

- (1) 選定の方法及び選定委員会 P 8
- (2) 選定の結果 P 8

4. その他

- (1) 地位の継承 P 8
- (2) 選定後の事業計画の変更等 P 8
- (3) 注意事項 P 8
- (4) 選定の取り消し P 9

5. スケジュール P 9

別紙 選定基準 P10

質 問 票 P11

1. 募集の概要

(1) 趣旨

地域密着型サービスとは、できる限り住み慣れた地域で生活を継続できるよう、地域の特性に応じ、多様で柔軟なサービスの提供を目指し、平成 18 年 4 月から始まったものです。このうち定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、平成 24 年 4 月から追加されたサービス種で定期的な巡回又は随時通報により利用者が尊厳を保持し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活上の緊急時の対応その他安心してその居宅において生活を送ることができるようにするための援助を行い、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すものです。

基本方針は、「逗子市指定地域密着型サービスに関する基準等を定める条例」に基づき、次のとおり示されています。

基本方針（第 6 条）

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が尊厳を保持し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、定期的な巡回又は随時通報によりその者の居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活上の緊急時の対応その他の安心してその居宅において生活を送ることができるようにするための援助を行うとともに、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すものでなければならない。

逗子市では、逗子市高齢者保健福祉計画に基づき地域密着型サービスの整備に取り組んでおり、第 6 期逗子市高齢者保健福祉計画中に定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の開設に取り組みます。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が一体的に又は密接に連携しながら、サービスを定期巡回と随時の対応により提供し、1 つの事業所で訪問介護と訪問看護を一体的に提供する「一体型」と、訪問介護を行う事業者が地域の訪問看護事業所と連携をしてサービスを提供する「連携型」があります。1 つの事業所で訪問介護と訪問看護を定額料金で連続してサービスを受けられることから、利用者にとっては大変使いやすいサービスです。

しかし、サービス内容などが他の居宅サービスと違い、参入事業者が利用者像などを理解して適切に運営していかないと、経営が難しくなることがあります。

そのため、持続可能な事業経営を行うためには、地域のニーズに見合った基本方針や理念をしっかりと立て、介護保険事業者としての役割を認識したうえで利用者に適切なサービスを提供することが大切です。

(2) 募集を行うサービス

定期巡回・随時対応型訪問介護看護… 1 事業所

※一体型、連携型とも応募可能で、選定に当たっては一体型、連携型のどちらかを加点するということはありません。

(3) 応募資格及び条件

本市高齢者保健福祉計画に沿って整備を進めていく必要があることから、補助金申請予定の有無に関わらず、整備を予定している全ての法人から申込書を提出していただきます。

また、個人で申請する場合でも、法人設立に係る具体的なスケジュールや法的根拠等を申込書に添付したうえで、事業所の開設申請までに法人格の取得が可能であれば、提出は可能です。

次の全ての条件を満たす事業主及び事業計画であること。

- ア 法人であること又は法人格の取得が可能な個人であること。
- イ 応募事業者(運営法人)及びその代表者が次の欠格事項に該当しないこと。
 - (ア) 破産者で復権を得ないもの。
 - (イ) 国税及び地方税を滞納しているもの。
 - (ウ) 介護保険法第 78 条の 2 第 4 項各号の規定に該当するもの。
- ウ 応募事業者(運営法人)自らが開設し、指定を受けるものであること。
- エ 応募事業者(運営法人)及びその代表者は、高齢者福祉への理解や認識があり、適切な運営理念を持ち、安定的に事業を運営できること。
- オ 選定後、速やかに開設に向け着手すること。
- カ 逗子市暴力団排除条例第 2 条第 5 号に規定する暴力団経営支配法人等に該当しないこと。

逗子市暴力団排除条例(抜粋)

第 2 条

(5) 暴力団経営支配法人等 法人その他の団体のうちで次のいずれかに該当する者をいう。

ア 役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準じる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人その他団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準じる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)のうちに暴力団員等に該当する者があるもの

イ 出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に暴力団又は暴力団員等の支配的な影響力を受ける者

(4) 事業開始

平成 28 年 3 月 31 日までに本市の指定を受け、事業を開始できること。

(5) 設置及び運営に伴う補助等

国からは、平成 27 年度から消費増税分を活用して、新たな財政支援制度に基づく基金を設置し、それを活用して整備を推進していくことが示されていますが、詳細は、現在、未定となっています。

また、平成 27 年度以降の補助内容や金額等については、応募事業者決定後、申請に基づき本市議会での議決が条件となります。

また、補助制度がなくなる場合もあることを、あらかじめご了承ください。

【参考】平成 26 年度補助金の概要

ア 介護基盤緊急整備等臨時特例交付金事業費補助金

(ア) 対象事業

- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の開設のために必要な建築費・改修費

(イ) 対象経費

- ・施設等の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、市長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の 2.6%に相当する額を限度額とする。）。ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。

(ウ) 補助額

1 事業所 547 万円 を上限とする。

イ 施設開設準備経費助成特別対策事業費補助金

(ア) 対象事業

定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の開設のために必要な経費

(イ) 対象経費

- ・利用者の心身の状態等の情報を蓄積し、随時適切に利用者からの通報を受け付けることができる通信機器及びシステムの導入
- ・利用者が適切にオペレーターに通報できる端末の購入
- ・事業所開設までに必要なその他経費

（その他経費）事業所の開設に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料又は工事請負費

(ウ) 補助額

1,029 万円 を上限とする。

【交付条件及び注意事項】

- これらの補助金は、逗子市が神奈川県から「神奈川県施設開設準備経費助成等特別対策事業補助金交付要綱」の適用を受けて、交付を受ける事業について補助対象とするものです。

神奈川県の補助金は、基金の設置により予算の範囲内で採択されるため、必ずしも補助額に基づく額が交付額となるわけではありません。また、不採択になる場合もあります。したがって、資金計画の策定に当たり補助金の不交付も念頭に置き、十分対応できる場合に限り応募するようお願いします。

- 市の補助金交付決定前に補助対象経費に係る契約締結や工事等の着工をすることはできません。
- 補助事業を行うために締結する契約等は、一般競争入札に付するなど市が行う契約手続きの取り扱いに準拠しなければなりません。

(6) 事業所の確保

関係法令の基準を満たすものであれば、新築、改築の別は問いません。また、施設の所有権は法人にあることを原則としますが、安定的に事業の用に供することができると認められる場合には、相当期間の賃貸借によることも可能とします。

- * 事業所の整備に当たっては、逗子市まちづくり条例、逗子市景観条例、逗子市の良好な都市環境をつくる条例の適用対象となる場合があります。これらの条例手続きには期間を要しますので、あらかじめ環境都市部まちづくり課において事前協議を行うとともに、事業計画に際しては十分に考慮してください。
- * 当該公募における事業予定者として選定されることにより、逗子市まちづくり条例等関係条例の適用について、何ら影響を与えるものではありません。

(7) サービス提供の原則

定期巡回・随時対応型訪問介護看護のサービスの利用対象者は、逗子市の介護保険の被保険者に限定することを原則とします。また、逗子市における地域密着型介護サービス費の額は、介護保険法第42条の2第2項各号に定める額とします。

2. 応募の方法

(1) 募集要項等の配布

募集要項等の配布は、平成 27 年 1 月 5 日（月）から平成 27 年 3 月 2 日（月）まで行います。募集要項等は、市介護保険課窓口及び市ホームページからダウンロードして下さい。次の文書を受領し、内容を確認したうえで応募してください。

- ①小規模多機能型居宅介護事業予定者募集要項（本書）
- ②応募申込書ほか提出書類
- ③質問票

(2) 質問票の提出及び回答

募集要項等の内容及び提出書類の提出に当たり必要な事項について、指定の様式により質問票（別紙様式）を提出することができます。質問票への回答は、質問の有無に関わらず、全ての事業所に対して、一斉に配布します。また、回答事項は本募集要項と同等のものとして扱いますので、書類の提出前には必ず内容の確認を行ってください。

質問票提出期限 平成 27 年 2 月 13 日（金）午後 5 時まで（必着）

※電子メール、郵送、ファクシミリ又は持参により提出してください。

質問票に対する回答 平成 27 年 2 月 20 日（金）午前 9 時から介護保険課のホームページに掲載します。

※質問票以外の方法による質問は一切お答えしませんので、ご注意ください。

(3) 提出書類

応募する事業者は、次の書類について正本 1 部及び副本 5 部を提出してください。正本も含め、全て写しによる提出でも可とします。

- ア 応募申込書（第 1 号様式）
- イ 事業計画書（第 2 号様式）
- ウ 事業運営実績一覧表（第 3 号様式）
- エ 運営方針（第 4 号様式）
- オ 管理（予定）者経歴書（第 5 号様式）
- カ オペレーター（予定者）経歴書（第 6 号様式）
- キ 訪問介護員等の雇用に係る方針（第 7 号様式）
- ク 看護職員等（予定者）一覧（第 8 号様式） ※一体型の場合のみ提出
- ケ 連携する訪問看護事業所一覧（第 9 号様式） ※連携型の場合のみ提出
- コ 同意書（第 10 号様式）
- サ 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（第 11 号様式）
- シ 通信機器等の概要（第 12 号様式）
- ス 連携する医療機関一覧（第 13 号様式）

- セ 介護・医療連携推進会議の概要（第 14 号様式）
- ソ 緊急時及び非常災害時に備えた体制等の概要（第 15 号様式）
- タ 資金計画書（第 16 号様式）
- チ 収支予算書（第 17 号様式）
- ツ 事業実績の活用（第 18 号様式）
- テ 先駆的な取り組み（第 19 号様式）
- ト 利用者ニーズへの対応（第 20 号様式）
- ナ 地域包括ケアシステムへの対応（第 21 号様式）
- ニ 誓約書（第 22 号様式）

(4) 提出期間及び提出場所

事前に提出時間を予約のうえ、次の期間内に持参してください。提出書類に不備がある場合には、期限を定めて書類の補正を求めることがあります。

平成 27 年 2 月 2 日（月）から平成 27 年 3 月 2 日（月）まで（土曜日及び日曜日、国民の祝日は除く。いずれの日も午前 8 時 30 分から午後 5 時まで）

【提出に当たっての留意事項】

- ア ファイル等に書類を綴ること。
- イ 項目ごとにインデックスを付けること。
- ウ 用紙は原則として A 4 版で作成し、図面など A 4 版のサイズを超えるものは折りたたむこと。

電話予約先：046-873-1111 内線 246 逗子市福祉部介護保険課

提出先：逗子市逗子 5-2-16 同上（市役所 1 階 9 番窓口）

※郵送等による提出は認めません。

(5) その他

- ア 書類の作成その他応募に必要な一切の費用は応募事業者の負担とします。
- イ 提出された書類は添付資料等も含め、原則として返却しません。また、逗子市情報公開条例の規定により、情報公開の対象となる可能性があります。
- ウ 土地・建物の売買契約や賃貸借契約等の締結又は同意書の取得等応募書類の作成に当たっては、事業予定者の選定にかかる応募段階にあることを利害関係人に十分説明し、誤解を与えないよう、注意してください。

3. 選定の方法・結果

(1) 選定の方法及び選定委員会

事業予定者の選定は、市職員で構成する選定委員会に於いて、別紙の選定基準により行います。選定委員会当日、応募事業者は当委員会に出席し事業概要について説明をしていただきます。

また、必要に応じて事前にヒアリング及び現地確認を行う場合があります。この場合には、応募申込書で指定していただいた連絡担当者に連絡します。

【選定委員会委員】

委員長	福祉部長
委員	福祉部次長兼社会福祉課長
委員	障がい福祉課長

(2) 選定の結果

選定結果は市ホームページ上に掲載するとともに、応募申込書を提出したすべての応募事業者（運営法人）に対して文書により通知します。

4. その他

(1) 地位の継承

事業予定者として選定された法人がその地位を譲渡し、又は他人に利用させることは、その理由に関わらず認められません。

(2) 選定後の事業計画の変更等

事業予定者として選定された後、事業計画の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ市長に申出を行い、その指示を受けてください。また、事業を中止する場合及び事業の遂行が困難になった場合は、速やかにその旨を市長に通知し、事業予定者を辞退していただきます。

(3) 注意事項

事業予定者として選定されたことにより、市の指定がされ、事業が開始できることが確定するものではありません。そのため、土地・建物の売買契約や賃貸借契約等の締結又は同意書の取得等に当たっては、利害関係人にその旨を十分説明し、誤解を与えることがないよう、注意してください。

(4) 選定の取り消し

事業予定者と選定された場合でも、次のいずれかに該当し、事業予定者として不適であると市長が判断した場合は、選定を取り消します。

ア 提出された書類の内容に、重大な不備及び虚偽があった場合

イ 事業予定者及びその関係者が市民の疑惑や不信を招くような行為をしたと市長が認めた場合

5. スケジュール

募集要項の配布から事業開始までのスケジュールは次のとおり予定しています。

時 期	内 容
平成 27 年 1 月 5 日 (月) から 3 月 2 日 (月) まで	募集要項の配布
2 月 13 日 (金) まで	質問票の提出
2 月 20 日 (金) から	質問票に対する回答の配布
2 月 2 日 (月) から 3 月 2 日 (月) まで	応募申込書の提出
4 月上旬	選定委員会開催、結果の通知・公表
開設 3 ヶ月前	事業所指定に関する事前相談
開設 2 ヶ月前	事業所指定申請 (介護保険法)
開設 1 ヶ月前	地域包括支援センター等運営協議会の開催 事業所指定
	事業開始

問合せ先

事務担当 逗子市福祉部介護保険課介護保険係 (市役所 1 階 9 番窓口)

住 所 : 逗子市逗子 5 丁目 2 番 16 号

電 話 : 0 4 6 - 8 7 3 - 1 1 1 1 (内線 2 4 6)

F A X : 0 4 6 - 8 7 3 - 4 5 2 0

電子メール : kaigohoken@city.zushi.kanagawa.jp

別紙 選定基準

項目	番号	評価の基準
法人の評価	1	代表者の経験及び適格性 代表者は、指定基準等に該当する者であり、事業経営に当たり十分な知識及び経験等を有するものであること。
	2	経営状況 経営状況が良好であり、事業経営に支障がないこと。
	3	事業実績 良好な事業経営ができる実績があること。又は良好な事業経営ができる見込みがあること。
	4	関係行政庁の監査及び指導状況 介護保険事業等の運営について、関係行政庁の監査及び指導状況からみて、本事業の運営に問題がないと認められること。
施設・運営の評価	5	事業運営の基本的考え方 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業を理解し、利用者本位のサービスを継続して提供できること。
	6	管理者の経験及び適正 管理者又は管理者の予定者は、指定基準に適合する者であり、当該事業を運営するに当たり十分な知識及び経験を有する者であること。
	7	オペレーターの資格及び員数 随時対応における判断能力、調整能力等、十分な知識及び経験を有すること。また、提供時間帯を通じた配置が確保されていること。
	8	訪問介護職員等の資格及び員数 定期巡回及び随時訪問の実施に関し、十分な知識及び経験を有すること。また、交通事情や訪問頻度を勘案し、適切にサービス提供できる員数を確保すること。
	9	看護師等の資格及び員数 訪問看護の実施に関し、十分な知識及び経験を有すること。 必要な人数、勤務時間が確保されていること。 連携型事業所の場合は、事業者間の契約に基づき、十分な連携体制が確保されていること。
	10	事業に必要な機器等確保状況 利用者情報等を蓄積する機器が備えられていること。 オペレーターとの適切な通信手段が備えられていること。
	11	事業所の確保状況及び立地条件 事業所の確保（所有又は賃貸）が確実に見込まれること。 事業所から利用者宅への訪問にかかる時間が適切であること。
	12	地域医療との連携 サービス提供に当たり、指導・助言を得られる医療機関等が確保されていること。
事業計画の評価 (先進性等)	13	事業実績の活用 事業計画に、これまでの事業実績に基づく独自の運営手法等が認められること。
	14	事業の先進性 事業計画に、先駆的な取り組み等の特色が認められること。
	15	利用者への対応 事業計画に、利用者個々のニーズに柔軟に対応するための取り組みが認められること。
	16	地域包括ケアシステムへの対応 事業計画に、地域包括ケアシステムに対する取り組みが認められること。
その他	17	その他特記事項 1～16までの項目以外に評価すべき内容が認められること。
合 計		

※配点基準 3…優、2…良、1…可、0…不可で判定する。

質 問 票

		提出年月日	年 月 日
法人名		担当者氏名	
		電話番号	
質問事項	(応募実施要項 ページ)		
質問内容			

※質問事項は、用紙1枚につき、1件ずつ記入してください。